

唐津市立鏡山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ防止対策委員会

校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，生徒指導担当，教育相談担当，養護教諭，特別支援教育コーディネータ，関係学級担任等で構成し，覚知，認知の判断や事案解決に向けての方策を講じる。

(2) いじめ防止対策委員会

校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，生徒指導担当，教育相談担当，養護教諭，特別支援教育コーディネータ，関係学級担任，いじめ防止対策委員会委員，スクールカウンセラー等で構成し，必要に応じて，いじめ防止等の対策及び事案解決に向けての方策を講じる。

(3) 生徒指導協議会での情報交換及び共通理解

月に一度，全教職員で配慮を要する児童について，現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり，「心のアンケート」やQ-U検査結果を生かしたりして，児童の実態を十分に把握し，また，支持的風土を醸成し，よりよい学級経営に努める。
- 子ども主体の「わかる・楽しい授業」の実践に努め，児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

- (2) 道徳教育の充実
 - 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
 - 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- (3) 相談体制の整備
 - Q-U 検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
 - 定期的に行うの「生活アンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
 - スクールカウンセラー来校時に相談できる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- (4) 縦割り班活動の実施
 - 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人によりよく関わる力を身に付けさせる。
- (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - 全校児童のインターネット等に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。
- (6) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - 鏡中学校や地区の幼稚園・保育園と情報交換や交流を行う。
- (7) 地域・家庭との連携
 - 教育講演会など開催し、地域・保護者に対して広く啓発する。

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携
 - 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市関係部局、教育委員会、鏡中学校や青少年支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) 「生活アンケート」の実施
 - 定期的に、「生活アンケート」を実施する。また、「生活アンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。
- (3) ノート・日記指導
 - 児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けたり、アンケート等で情報をつかんだりした場合、速やかに管理職に報告する。（覚知）
- (2) 覚知した場合は、「校内いじめ防止対策委員会」を開き、いじめの判別とその対応について協議する。（認知）
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。